平成２８年（ヒ）第３００６号
大阪府箕面市石丸３丁目４番
清算株式会社　株式会社エフ管理
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第一　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金については本協定認可決定確定時にその全額の免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り上げる。
第二　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、関係人債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可決定確定後、１ヶ月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
ア　各一般債権者の債権額（元本及び特別清算開始決定日の前日までに発生した利息及び遅延損害金。以下同様とする。）及び全ての一般債権者の債権額の合計額（債権額合計額）を算出する。
イ　弁済の対象となる弁済原資総額は、換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用を除いた残額をいい、当該弁済原資総額をアにより算出された債権額合計額で除する方法により、弁済率を算定する。
ウ　アにより算出された各一般債権者の債権額にイにより算定された弁済率を乗じた金額をもって各一般債権に対する弁済額とする。
エ　清算株式会社は、ウにより算出された具体的弁済額を支払う。
⑵　一般債権者は、本協定認可決定確定日の属する月の翌月末日に、上記⑴ウの具体的弁済額を控除した残余の一般債権を免除する。
⑶　上記⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を上記⑴アにより算出された債権額合計額で除して弁済率を算出し、各一般債権者の債権額に乗じた額を弁済する。この場合、⑵の規定により行った一般債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第三　関係人債権
1　関係人債権の定義
関係人債権とは、協定債権のうち、藤田壽子、吉岡幹雄及びジーオーケストラ株式会社が有するものをいう。
2　関係人債権についての免除
関係人債権は、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１１号
北海道小樽市長橋４丁目９番５号
再生債務者　小島　秀哉
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月４日から平成28年８月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（再イ）第６６号
埼玉県上尾市大字平方4319番地６
再生債務者　安藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月４日から平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１３号
千葉県君津市人見1355番地１　アーバンハイム　202
再生債務者　齊藤　英世
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月４日から平成28年８月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再イ）第８号
鳥取県西伯郡伯耆町坂長641番地20
再生債務者　安達　勇希
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月４日から平成28年８月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（再イ）第５号
岡山県倉敷市連島町西之浦1183番地６
再生債務者　田上　哲也
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月４日から平成28年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再イ）第２９号
静岡市清水区二の丸町５番４号
再生債務者　青野　哲久
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月１日から平成28年８月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２号
岡山県津山市沼517番地
再生債務者　末澤　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月29日から平成28年８月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（再イ）第６号
山口県下関市豊浦町大字室津下21番地136
再生債務者　吉田　有一
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月12日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２８年（再イ）第１０号
愛媛県西条市石田683番地１
再生債務者　篠塚　健二
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再イ）第２４号
仙台市青葉区落合１丁目13番21号
再生債務者　川島　信哉
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第３９号
仙台市若林区中倉２丁目11番３－206号
再生債務者　三浦　　均
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部